

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当館が、宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当館が承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を当館が指定する日までにお支払いいただきます。

3 申込金はまず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し、申込金の支払期日を指定するにあたり当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず当館は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じた

ものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (9) その他都道府県条例等の規定する場合に該当するとき

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は当館に申し出て宿泊契約を解除することができます。

2 当館は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除した時を除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。但し、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3 当館は宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8時（予め、到着予定時刻が明示されている場合はその時刻を3時間経過した時刻）になっても到着しない時はその宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の秩序、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれのあるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに動力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (4) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - (7) その他都道府県条例等の規定する場合に該当するとき
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊当日、当館のフロントにおいて次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカードなど通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間帯は午後3時から翌朝午前10時までとします。但し、連続して宿泊する場合には到着日及び出発日を除き終日使用することができます。

2 当館は、前項の規定にかかわらず同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過時間4時間までは、室料金の2分の1
- (2) 超過時間4時間を超える場合は、室料金の全額

3 前項の室料金とは、基本宿泊料金の70%とします。

(利用規則の順守)

第10条 宿泊客は当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条 当館の主な施設等の営業時間は、次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示物、客室内のサービスディレクトリ等でご案内します。

(1) フロント等サービス時間

- イ 門限 午後 11 時までとします
- ロ フロントサービス 午前 7 時から午後 9 時 30 分までとします
- ハ 売店 午前 8 時から午後 9 時までとします。

(2) 飲食等の施設サービス時間

- イ 朝食 午前 7 時から午前 9 時まで
- ロ 夕食 午後 6 時から午後 9 時まで
- ハ その他の飲食等 食堂の営業時間は、昼の部が午前 11 時から午後 2 時 30 分までとし、夜の部が午後 5 時から午後 8 時まで（ラストオーダーは午後 7 時 30 分とします）

(3) 付帯サービス施設時間

- イ 入浴時間の制限
 - 天沢の湯：午前 6 時から午後 9 時まで
 - 石淵の湯：午前 6 時から午後 11 時まで
 - 番所の湯：午前 6 時から午後 11 時まで
- ロ 宴会場及び個室利用時間の制限
 - 宴会場及び個室ともに、午後 6 時から午後 9 時まで（事前に時間の延長を当館が承諾した場合を除く）

2 前項の時間は必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

（料金の支払い）

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により宿泊客の出発の際、又は当館が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。

3 当館が宿泊客に客室を提供し使用が可能になったのち宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

（当館の責任）

第 13 条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときはその損害を賠償します。但し、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでない時はこの限りではありません。

2 当館は、万一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しております。

（契約した客室の提供ができないとき）

第 14 条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て他の宿泊施設をあっせんするものとします。

- 2 当館は前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっせんができない時は、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて当館の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。
(寄託物の取り扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときはそれが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については当館が市の種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は 5 万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 宿泊客が当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意または過失に滅失、毀損等の損害が生じたときは当館はその損害を賠償します。但し、宿泊客が予め種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意または重大な過失がある場合を除き 5 万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有物が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をすると共にその指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて 7 日間保管しその後最寄りの警察署に届けます。

- 3 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準ずるものとします。

(駐車責任)

第 17 条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理にあたり当館の故意または過失によって損害を与えたときはその賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料金（サービス料を含む）
	追加料金	③追加飲食（①に含まれるものを除く）
		④サービス料（③×10%）
	税金	イ 消費税
ロ 入湯税		

備考

- 1 基本宿泊料はに掲示する料金表によります。
- 2 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。基本宿泊料金とは別に企画プランでの宿泊の場合は、別途清算させていただきます。
- 3 寝具及び食事を提供しない幼児については、600円をいただきます。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	7日前	14日前	30日前
契約申し込み人数										
一般	14名以内	100	100	80	50	30	20	10		
	15名～30名	100	100	80	80	50	30	30	10	
団体	30名以上	100	100	80	80	50	30	30	15	10

1. %は基本宿泊料金に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します
3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込をお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。

※お部屋のタイプにかかわらずお一人様につき入湯税150円が別途かかります